



発行 東京都

目次

97

規則

- 東京都文書管理規則の一部を改正する規則……………（総務局総務部文書課…）
- 知事が行う情報公開事務に関する規則の一部を改正する規則……………（総務局総務部情報公開課…）
- 東京都情報公開・個人情報保護保護審査会規則の一部を改正する規則……………（同）…二
- 東京都特定個人情報保護評価規則の一部を改正する規則……………（同）…二
- 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（総務局人事部職員支援課…）二
- 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則……………（同）…三
- 職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則……………（総務局人事部制度企画課…）三
- 職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則……………（同）…三
- 職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則……………（同）…四
- 農林漁業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則……………（同）…五
- 東京都会計事務規則の一部を改正する規則……………（会計管理局管理部会計企画課…）五
- 東京都電子情報処理規程の一部改正……………（デジタルサービス局戦略部戦略課…）五

告示

- 昭和三十九年東京都告示第二百五十六号（会計管理者をして特別出納員等にする）の会計事務の一部を委任させたもの（の一部改正）……………（会計管理局管理部総務課…）六

規則

東京都文書管理規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年十二月二十二日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百二十一号

東京都文書管理規則の一部を改正する規則

東京都文書管理規則（平成十一年東京都規則第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

第五十六条中「非開示情報、東京都個人情報保護の保護に関する条例（平成二年東京都条例第百十三号。以下「個人情報保護条例」という。）第二条第二項」を「不開示情報又は個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「個人情報保護法」という。）第二条第一項」に改め、「及び東京都特定個人情報の保護に関する条例（平成二十七年東京都条例第百四十一号。以下「特定個人情報保護条例」という。）第二条第七項に規定する特定個人情報」を削る。

第六十条第三項中「個人情報保護条例第十四条第一項」を「個人情報保護法第八十二条第一項」に改め、「又は特定個人情報保護条例第二十八条第一項の規定に基づき当該秘密文書に記録された保有特定個人情報を開示する旨の決定があったとき」を削る。

別表第一起案文書及び收受文書（他の起案文書に添付するもの及び資料文書を除く。）の部公文書の開示等に関するもの項中「非開示」を「不開示」に改め、同部保有個人情報の開示、訂正又は利用停止に関するもの項中「非開示」を「不開示」に、「非訂正」を「不訂正」に、「利用非停止」を「利用不停止」に改め、同部保有個人情報の開示、訂正又は利用停止に関するもの項を削る。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

知事が行う情報公開事務に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年十二月二十二日

●東京都規則第二百二十二号

東京都知事 小池 百合子

知事が行う情報公開事務に関する規則の一部を改正する規則
知事が行う情報公開事務に関する規則（平成十一年東京都規則第二百三十号）の一部を次のように改正する。

第三条の表三の項中「非開示決定通知書」を「不開示決定通知書」に改める。
第七条第二項中「映像又は」を「映像若しくは」に、「フロッピーディスク、光ディスク若しくは」を「光ディスク」に改める。

別記第四号様式中「非開示決定通知書」を「不開示決定通知書」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

東京都情報公開・個人情報保護審議会規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年十二月二十二日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百二十三号

東京都情報公開・個人情報保護審議会規則の一部を改正する規則

東京都情報公開・個人情報保護審議会規則（平成十一年東京都規則第二百三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の二を削る。

第五条第一項中「及び第二項の規定により審議をし、又は実施機関に意見を述べる」を「の規定により審議し、若しくは実施機関に意見を述べ、又は同条第二項の規定により都の機関の諮問を受けて審議する」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

東京都特定個人情報保護評価規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年十二月二十二日

●東京都規則第二百二十四号

東京都知事 小池 百合子

東京都特定個人情報保護評価規則の一部を改正する規則
東京都特定個人情報保護評価規則（平成二十七年東京都規則第九十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「東京都特定個人情報の保護に関する条例（平成二十七年東京都条例第四百十一号。以下「条例」という。）第二十三条を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「法」という。）第二十八条第一項」に、「同条第一項」を「法第二十七条第一項」に改める。

第二条中「条例第二十三条第一項に規定する評価実施機関をいう」を「個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年東京都条例第三百三十号）第三条第一項に規定する都の機関等をいう。以下同じ」に、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「法」という。）を「法」に改め、「平成十五年法律第五十七号」の下に「。以下「個人情報保護法」という。」を加える。

第三条中「知事」を「評価実施機関」に改め、「各評価実施機関が」を削る。

第四条第一項第二号中「条例第二条第三項第二号」を「個人情報保護法第六十条第二項第二号」に改める。

第八条中「、条例第二十四条第一項の規定により」を削る。

第十一条中「、条例第二十四条第二項の規定により」を削る。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年十二月二十二日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百二十五号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員は、令和五年一月一日から施行する。

第十八条第二項中「日」の下に「又は時間」を加える。

第二十八条の三第一項中「使用した」の下に「第十八条、」を加え、同条第二項中「使用した」の下に「第十八条、」を加え、「すべて」を「全て」に改め、「ときは」の下に「第十八条第二項」を加える。

附則

この規則は、令和五年一月一日から施行する。

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年十二月二十二日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百二十六号

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都規則第四百号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「妊娠出産休暇」の下に「妊娠症状対応休暇」を加える。

第十七条の次に次の一条を加える。

（妊娠症状対応休暇）

第十七条の二 妊娠症状対応休暇については、規則第十八条の規定を準用する。

第三十二条第一項中「使用した」及び「職員の」の下に「第十七条の二、」を加え、

同条第二項中「使用した」の下に「第十七条の二、」を、「ときは」の下に「第十七条の二」を加える。

附則

この規則は、令和五年一月一日から施行する。

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年十二月二十二日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百二十七号

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料の調整額に関する規則（昭和四十七年東京都規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表中「二九、八〇〇円」を「二九、九〇〇円」に、「三七、八〇〇円」を「三七、九〇〇円」に、「三八、〇〇〇円」を「三八、一〇〇円」に、「三四、二〇〇円」を「三四、三〇〇円」に改める。

附則

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の給料の調整額に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和四年四月一日から適用する。

2 令和四年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間に、この規則による改正前の職員の給料の調整額に関する規則の規定により既に支給された給料の調整額は、改正後の規則の規定による給料の調整額の内払とみなす。

職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年十二月二十二日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百二十八号

職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成三年東京都規則第四百号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「条例」を「定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項の規定により採用された職員を

いう。以下同じ。）以外の職員で条例」に、「職員」を「もの」に改め、「昭和三十二年東京都訓令甲第十号」の下に「。以下「特別調整額規程」という。」を加え、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 定年前再任用短時間勤務職員で条例第九条の二第一項の規定に基づき指定するものについては、その占める職に応じて同条並びに特別調整額規程及びこれに類する規程の規定により定められた給料の特別調整額の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 区分一、区分二、区分三、区分四又は区分五 一万一千円

ロ 区分六、区分七、区分八又は区分九 九千円

ハ 区分十 七千円

ニ 区分十一 四千円

ホ 区分十二 三千円

第三条第一項を次のように改める。

条例第十八条の三第三項第二号の東京都規則で定める額は、次に定める額とする。

一 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員で条例第九条の二第一項の規定に基づき指定するものについては、その占める職に応じて同条並びに特別調整額規程及びこれに類する規程の規定により定められた給料の特別調整額の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 区分一、区分二、区分三、区分四又は区分五 六千円

ロ 区分六、区分七、区分八又は区分九 五千円

ハ 区分十 四千円

ニ 区分十一 二千五百円

ホ 区分十二 二千円

二 定年前再任用短時間勤務職員で条例第九条の二第一項の規定に基づき指定するものについては、その占める職に応じて同条並びに特別調整額規程及びこれに類する規程の規定により定められた給料の特別調整額の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 区分一、区分二、区分三、区分四又は区分五 五千五百円

- ロ 区分六、区分七、区分八又は区分九 四千五百円
- ハ 区分十 三千五百円
- ニ 区分十一 二千円
- ホ 区分十二 千五百円

附則

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員は、この規則による改正後の職員の管理職員特別勤務手当に関する規則第二条第二項第一号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

3 職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（令和四年東京都規則第四百二十二号）の一部を次のように改正する。

附則の改正規定中「第三条第一項」を「第三条第一項第一号」に改める。

職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年十二月二十二日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第二百二十九号

職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤勉手当に関する規則（昭和五十四年東京都規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第三条の四第一項第一号中「一万分の九千二百四十」を「一万分の一万百二十」に、「一万分の一万二千五百九十九」を「一万分の一万三千七百九十九」に改め、同項第二号中「一万分の一万九千五百」を「一万分の二万五千」に改め、同項第三号中「一万分の二万一千五百」を「一万分の二万二千」に改め、同項第四号中「一万分の九千二百二十・五」を「一万分の一万十二・五」に、「一万分の一万五千五百」を「一万分の一万六千五百」に改め、同項第五号中「一万分の九千二百二十五」を「一万分の一万百二十五」に、「一万分の一万四千五百」を「一万分の一万五千五百」に改め、同項第六号中

「一万分の四千八百四十」を「一万分の五千二百八十」に、「一万分の六千五百九十九」を「一万分の七千九十九」に改め、同項第七号中「一万分の五千三百四十」を「一万分の五千七百八十五」に改め、同項第八号中「一万分の四千四百五十」を「一万分の四千八百九十五」に、「一万分の六千」を「一万分の六千五百」に改め、同項第九号中「一万分の四千五百」を「一万分の四千九百五十」に、「一万分の六千」を「一万分の六千五百」に改める。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の職員の勤勉手当に関する規則第三条の四第一項の規定は、令和四年十二月一日から適用する。

農林漁業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年十二月二十二日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第二百三十号

農林漁業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則

農林漁業普及指導手当に関する規則（昭和三十九年東京都規則第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第四条第一項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第六条第一項又は第二項の規定により採用された職員は、この規則による改正後の農林漁業普及指導手当に関する規則第三条第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

東京都会計事務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年十二月二十二日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第二百三十一号

東京都会計事務規則の一部を改正する規則

東京都会計事務規則（昭和三十九年東京都規則第八十八号）の一部を次のように改正する。

第十条第四項第三号中「東京都個人情報の保護に関する条例（平成二年東京都条例第百十三号）」を「東京都特定個人情報の保護に関する条例（平成二十七年東京都条例第百四十一号）」を「個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年東京都条例第百三十号）」に改める。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

訓令

●東京都訓令第六十七号

東京都電子情報処理規程（平成三年東京都訓令第百二十七号）の一部を次のように改正する。

令和四年十二月二十二日

東京都知事 小池百合子

第三条中「東京都個人情報の保護に関する条例（平成二年東京都条例第百十三号）」及び東京都特定個人情報の保護に関する条例（平成二十七年東京都条例第百四十一号）を「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）」に改める。

庁 中 一 般
支 業 所
事 業 所
収 用 委 員 会 事 務 局
勞 働 委 員 会 事 務 局

附則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

告示

●東京都告示第六百五号

昭和三十九年東京都告示第二百五十六号（会計管理者をして特別出納員等に都の会計事務の一部を委任させたもの）の一部を次のように改正する。

令和四年十二月二十二日

東京都知事 小池百合子

表金銭出納員の項中「東京都個人情報保護に関する条例（平成二年東京都条例第一百三十三号）、東京都特定個人情報保護に関する条例（平成二十七年東京都条例第四百一十一号）」を「個人情報保護に関する法律施行条例（令和四年東京都条例第三百三十一号）」に改める。

附則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
三〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

